

日・ペルー投資協定 (交渉の経緯と協定の概要)

「投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（「日・ペルー投資協定）」の交渉の経緯及び協定の概要は以下のとおり。

1. 経緯

日付	経緯
2008年 3月	ガルシア大統領が訪日し、福田総理大臣との間で日・ペルー投資協定の交渉開始を決定。
2008年 5月	第一回交渉（於東京）
2008年 7月	第二回交渉（於リマ）
2008年 9月	第三回交渉（於東京）
2008年11月	麻生総理大臣がペルーを訪問し、ガルシア大統領との間で協定に署名。
2009年11月	ガルシア大統領及び鳩山総理大臣の立会いの下、目賀田駐ペルー大使とカプニャイ駐日ペルー大使との間で協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を交換。

2. 協定の意義及び特徴

(1) 意義

- ペルーは鉱物資源が豊富であり、銀、亜鉛、銅、錫、鉛、金、モリブデン等、多くの非鉄金属の鉱種で世界の5指に入る主要生産国・埋蔵国である。我が国も亜鉛精鉱で29%（我が国の輸入相手国として第1位）、銅精鉱で15%（同第2位）を同国から輸入しており、我が国投資家による大規模鉱山開発が進捗している。また、ペルーでは、天然ガス・石油等エネルギー資源の開発計画も進みつつある。同国は、中南米諸国の中では最も成長が著しい国の一つであり、今後、我が国投資家の一層の進出が見込まれる。このような状況を踏まえ、我が国の資源確保の観点も含め、同国における投資環境の安定性を確保する。
- ペルーには、米、加、EU、中、韓等の諸国も大型の投資を実施している。これら諸国は、ペルーとの間で法的枠組み構築に向けた動きを推進しており、我が国として、他国に劣後することなく経済関係を強化する。

(2) 特徴

- 本協定は、投資財産の保護に加え、投資の自由化に関する規定も置いている。具体的には、①投資の許可段階の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与（第3条及び第4条）、②投資を阻害する効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止（第6条）等が規定されている。
- 締約国は、附属書に規定されている措置等を除き、これらの規定を遵守する義務を負う。

3. 協定の主要な内容

(1) 投資の自由化及び保護

内国民待遇（第3条）、最恵国待遇（第4条）、特定措置の履行要求の禁止（第6条）、経営幹部及び取締役会（第12条）、収用と補償（第13条）、損失又は損害についての補償（第14条）、資金の移転（第16条）等

(2) 適用除外

一般的例外及び安全保障のための例外（第19条）、国際収支困難等の場合の例外措置（第20条）、信用秩序の維持のための措置（第21条）等

(3) 紛争解決

締約国間の紛争解決（第17条）、締約国と投資家との間の紛争解決（第18条）

(4) その他

法令等の公表（第9条1～3）、パブリックコメント（第9条4）、腐敗行為の防止（第10条）、知的財産権の扱い（第22条）、合同委員会（第24条）、投資環境改善小委員会（第25条）、環境等に関する措置（第26条）、協定の発効・終了等（第29条）等

(5) 附属書

内国民待遇（第3条）、最恵国待遇（第4条）、特定措置の履行要求の禁止（第6条）及び経営幹部及び取締役会（第12条）に対する両国の留保事項。収用に関する規定。